

第3章 安全指導にかかわる対応事例集

I 不審者対応事例

- 1 不審者侵入時における緊急時の対応（幼稚園）
- 2 学校行事(校内)における緊急時の対応（小学校）
- 3 登下校時における不審者に対する緊急時の対応（中学校）
- 4 教職員の不審者対応訓練（中学校）

II 生活安全事例

- 1 施設・設備、用具等の使用時における事故発生時の対応（幼稚園）
- 2 校外（園外）学習時における事故発生時の対応（幼稚園）
- 3 プール学習時における事故発生時の対応（小学校）
- 4 部活動中における事故発生時の対応（中・高等学校）
- 5 学校行事（校外）における事故発生時の対応（高等学校）

III 交通安全事例

- 1 登降園における事故発生時の対応（幼稚園）
- 2 自転車通学における事故発生時の対応（中学校）
- 3 二輪（四輪）車事故の責任と賠償にかかわる問題への対応
（高等学校）



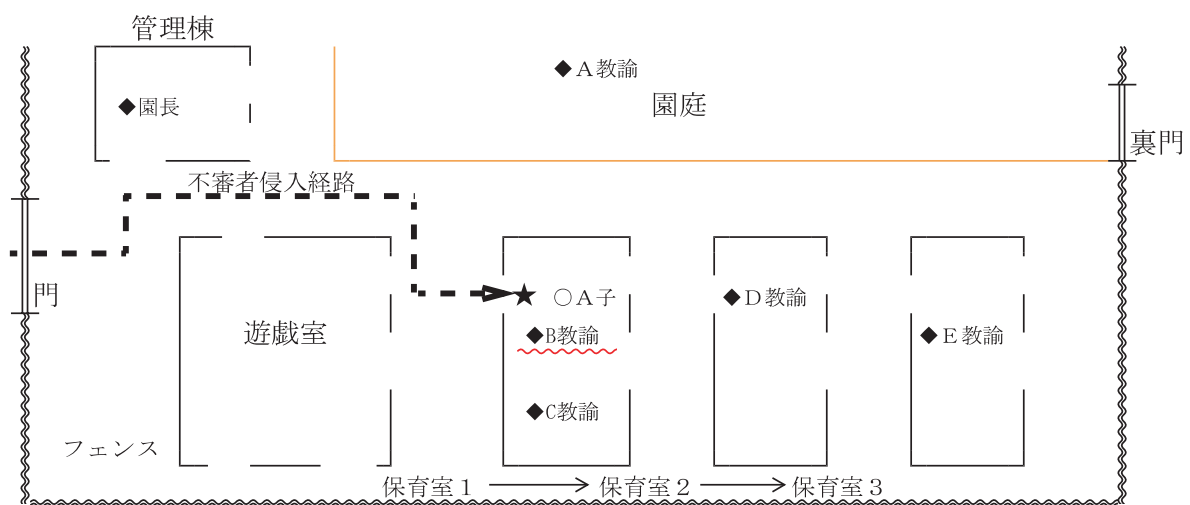
I 不審者対応事例

1 不審者侵入における緊急時の対応（幼稚園）

事例 「園内に不審者が侵入してきた」

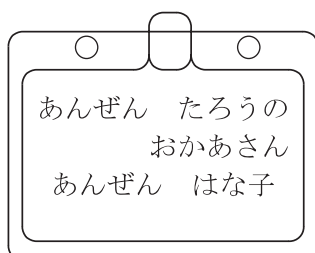
園児登園後、門扉が施錠される前に、不審者が保護者をよそおい園内に侵入。侵入してきた不審者は、保育室内で遊んでいたA子に襲いかかろうとしたためB教諭が制止したところ、隠し持っていた包丁でB教諭に切りつけた。B教諭は右腕を切られたため出血。同じ部屋にいたC教諭は、A子を連れ出しD教諭に助けを求めた。不審者はその後園外へ逃走。

園児数は70名。教職員数はB教諭を含め、女性6名であった。

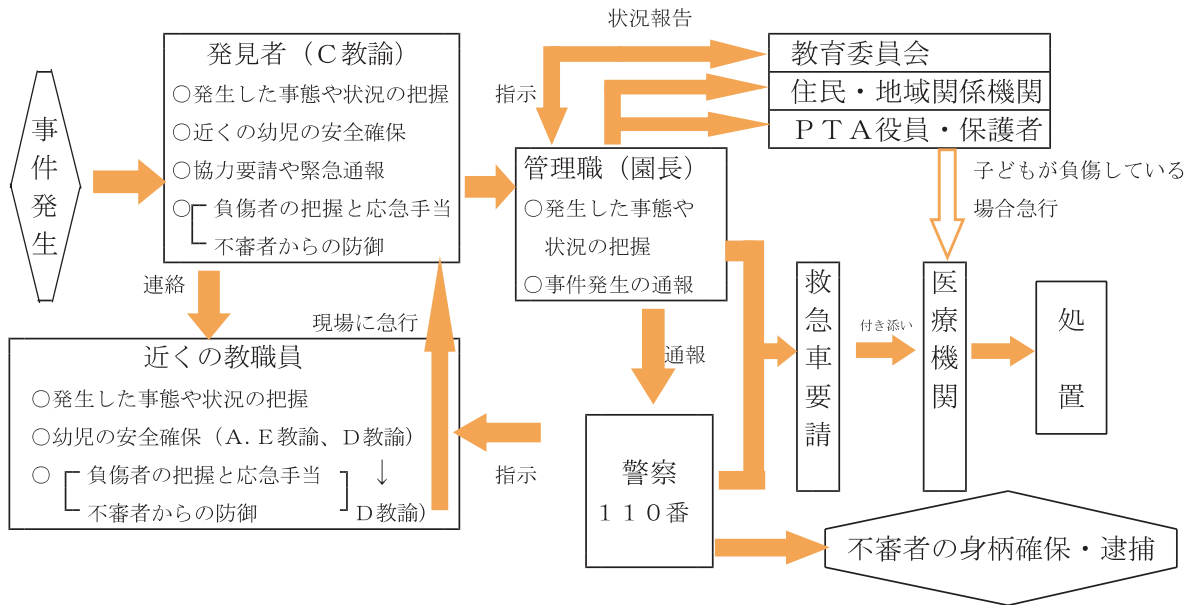


1 事例における分析の視点

- (1) 幼児の安全確保が最優先である。C教諭の事件発生後の対応として、まず保育室内のA子を避難させ、近くにいたD教諭へ通報したことは適切であったといえる。C教諭の緊急要請を受けて、各教職員は応急手当、幼児の避難と誘導、不審者の防御、関係機関への通報などそれぞれの役割に分かれて、冷静で的確な対応が求められる。
- (2) 普段から不審者侵入などの緊急事態に備えて、園独自の「危機管理マニュアル」を作成し、あらゆる可能性を想定して「大声で助けを求める」などの訓練が必要である。
- (3) 緊急連絡先として、「110番」「119番」通報や教育委員会への報告などの訓練をしておく必要がある。人数が少なく、ほとんどが女性という幼稚園の特性を踏まえて、日ごろから地域と連携して信頼関係を築き、協力や支援を求めておくことが必要である。
- (4) 保護者と不審者との識別ができるよう、名札やリボンなどを着用するよう事前に保護者に求めておく。来訪者には、最初に出会った職員が、氏名や用件を聞くなどして必ず話しかけ、不審者かどうか見極める体制が必要である。



2 事件発生時の対応



3 事件発生時の対応のポイント

(1) 幼児の安全確保

- ① 幼児をすぐに避難させる。
- ② 幼児の人数確認を行い、負傷者がいないかなどを把握する。
- ③ 幼児に不安を与えたり、パニックに陥らないよう落ち着かせる。

(2) 応急手当

- ① 負傷の程度や容態（出血・意識・呼吸・心拍・嘔吐等）を確認し、可能な応急処置を行う。同時に他の教職員に応援を依頼し、「119番」通報する。
- ② 大量出血している場合は、負傷部位を圧迫するなどして止血する。
- ③ 処置は、周りの幼児から見えない場所で行ったり、その場所から幼児を移動させたりして、不安を与えないよう配慮する。
- ④ 救急隊が到着するまでの間、救急隊員や園医に処置方法などの指導を受けて対応する。引き渡すまでに行った応急処置の方法や容態の変化を記録し、救急隊員に報告する。
- ⑤ 医療機関への搬送に関しては、教職員が付き添うなどして搬送先を把握し、園長等に報告する。

(3) 不審者の防御

- ① 不審者に遭遇したり、緊急事態に陥ったりしたときには、「大声を出す」などして他の教職員に応援の要請を行う。
- ② 不審者を幼児に近付けないようにすることで、被害拡大を防止しながら、警察の到着を待つ。その際、教職員自身の安全のためにも身近な物で不審者との距離をとり、防御する。

(4) 各関係機関への要請

- ① 報告を受けた園長等は、状況を判断し直ちに、「110番」通報する。警察に通報すると救急車が連動して手配される。本事例の場合、B教諭が負傷し一刻を争う状態のため重複してもよいので「119番」通報して、確実に連絡が届くようにすることも大切である。
- ② 教育委員会に報告し、指示や支援を要請する。また、地域住民や関係機関にも緊急連絡し、協力を要請する。
- ③ 幼児が負傷している場合は、保護者に早急に連絡する。医療機関への搬送先が決まっ

た時点で病院名、電話番号等を正確に伝える。

- ④ 緊急連絡網やP T A役員の協力を得て、全保護者に連絡する。不審者の身柄が確保されるなどして事態が落ち着き、安全が保障された時点で、保護者に児童の引渡しを行う。
- ⑤ 問い合わせが殺到し園の電話だけでは使用できなくなる場合があるので、通信方法を複数確保しておく。
- ⑥ 全幼児及び保護者、教職員の心のケアを継続的に計ることが必要である。また、臨床心理士などの長期の派遣について教育委員会と協議することも重要となる。



4 事後指導

(1) 保護者への対応

- ① 全保護者を対象に、説明会等の開催や広報誌の発行を行う。場合によっては、家庭訪問を行うなど、誠意のある対応が求められる。
- ② 負傷した幼児がいる場合、園長・担任等は幼児を見舞うとともに保護者に対して正確な報告を行う。
- ③ 本事例において、幼児に不安や恐怖が残っていることが考えられるので、各市町村の教育委員会を通じてカウンセリングの専門家などを要請し、保護者とともに幼児の心のケアに当たる。
- ④ 今後、不審者情報の提供、巡回、立哨の協力依頼など、保護者と一体となった取組を進める。

(2) 事後の対応や措置

- ① 事件の問題点を分析し、再発防止に向けた研修や訓練の強化を図る。危機管理についての意識を高め、更なる教職員の資質の向上が求められる。
- ② 地域や関係機関との連携の強化により、再発防止の取組を行う。
- ③ 場合によっては、対策本部を設置し、事後の対応や措置を組織的に行う。対応は情報の混乱を避けるため園長が行い、窓口を一本化する。
- ④ 教育委員会に報告書を提出する。また、今後の対応などについて指示・支援を要請する。

5 未然防止のポイント

(1) 安全指導

- ① 危険な場面に遭遇したり、不審者に会ったりした時の対処の仕方（大声を出すなど）を具体的に指導を行う。
- ② 日常の保育の中で、人の話を聞く力や教職員の指示に従うなどの協調性を養えるよう指導を行う。
- ③ 幼稚園での様々な経験や遊びを通して、安全の意識を高め、命の尊さや危険を回避する能力を高めるための指導を行う。
- ④ 幼児（特に3歳児）は、担任との結び付きが強く、緊急事態が起こったときに、他の教職員の指示が通りにくかったり、担任から離れられなかったりする場合も考えられる。普段の保育において他のクラスとの交流や園全体での活動などを通して、担任以外の教職員にも親しみがもてるような関係づくりが求められる。

幼児の
危険予測能力の
向上

※ 不審者侵入時の避難訓練については、幼児の発達段階を考慮し、不安がらせることのないように慎重な取り組みの検討が必要である。実際に侵入を想定しての訓練については、幼児を加えず教職員間や地域関係機関との連携の中で行うことが望ましい。

5つの約束を守りましょう

1. 知らない人についていかない。
2. だれかに連れていかれそうになったら「助けて」と大声で助けを呼ぶ。
3. 友だちが知らない人に連れて行かれそうになったら大声で助けを呼ぶ。
4. 一人では遊ばない。
5. 遊びに行くときは、どこで、だれと遊ぶかを家の人に言ってから出かける。

知っているかな？



こども110番の
いえ



奈良県警察本部少年課
被害防止安全教室
(人形劇)

教職員の
危機管理意識
の向上

(2) 職員研修

- ① 子どもを守るための対応策を検討し、園独自の「不審者侵入時の危機管理マニュアル」を作成する。その際、教職員の役割分担についても明らかにしておく。
(出張等で係が不在である場合の対策なども検討しておく。)
- ② 危機管理マニュアルを効果的に運用するために、様々な場面を想定して訓練を実施する。
(避難方法・通報や緊急連絡方法・不審者の隔離など)
- ③ 危機管理に関する研修会・実技講習会などを積極的に開催したり、参加したりして教職員の危機管理意識の向上に努める。

(3) 安全管理

- ① 通用門などの出入り口は常に閉めておき、施錠をする。鍵については、ダイヤル式にするなどして、緊急事態が発生したときにすぐに対応できるように工夫する。
(門が複数ある場合はダイヤルの番号を共通にしておくとうい。))
- ② 登降園時などで門が開いているときには、教職員などが立哨指導を行い、来園者が無断で園内に入らないようにする。
- ③ 不審者が侵入し緊急事態が発生したときには、幼児を保育室内に避難させるが、内側から施錠できない保育室については、市販の鍵を設置するなどの工夫が必要である。
- ④ 教職員は常時、警報ブザーや笛などを携行し、緊急時にすぐ使用できるようにしておく。
- ⑤ 受付を設置し、来訪者をチェックする。保護者には、名札・来園証・リボンなどを常時付けてもらうよう協力を依頼する。
- ⑥ 園や地域の実情に応じて、防犯のための設備を整備したり、看板などを設置する。

保護者との
連携

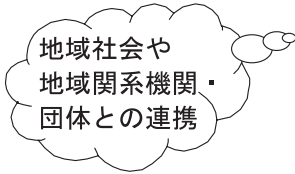
(4) 保護者との連携

- ① 危機管理に関する研修に参加してもらうなど意識を高め、園における安全教育の理解と協力を求める。
- ② 普段から、不審者(不審車両)などの情報が得られるようにするとともに、通園路などの危険箇所(見通しが悪い箇所・人通りが少ない箇所・近くに民家がない箇所など)を把握できるように、情報提供の協力を求める。

- ③ 保護者と教職員が連携し、子どもの安全が確保されるよう一体となった取組を進める。

(5) 地域社会との連携

- ① 普段から地元自治会や近隣住民に対し、緊急時の支援・協力を依頼しておく。
- ② 不審者(不審者車両)についての様々な犯罪などの情報が得られるようにすると共に、通園路などの危険箇所を把握できるよう協力を求める。
- ③ 園行事に地域の人々を招待したり、地域の行事に参加したりして、普段から幼児との交流が深められる機械を設け、園教育の理解を求める。
- ④ 普段から地域住民や各関係機関と連携し、一体となった取組を進める。



地域安全パトロール事業 (例) 天理市

子どもが安心して通園・通学できるように、周辺のパトロール活動を行うほか、街頭犯罪など地域住民に身近な犯罪の防止、路上駐車防止啓発、及び各種広報啓発活動等を継続的、集中的に展開することを目的とする。



- ・ 通学路パトロール
- ・ 路上駐車防止啓発
- ・ 街頭犯罪防止啓発活動
- ・ 交差点等での交通安全立哨指導
- ・ 迷惑駐輪に対する啓発活動
- ・ 市内各駅駐輪場の盗難等の予防活動
- ・ 情報収集及び広報活動
- ・ 緊急連絡

百歳天理・地域安全ボランティア活動推進事業

市民が住みなれた地域で安心して健やかな生活を送るため、日常的にきめ細かな活動が行われる市民による地域安全ボランティア活動を推進し、地域の連帯感を強め、生活に危険を及ぼす犯罪・事故・災害等を未然に防止するとともにこの活動を通して、市民が互いに触れ合い、つながりを深め、豊かで潤いのあるまちづくりを推進することを目的とする。

- ・ 市民への啓発
- ・ 子どもの遊び場や利用する場所のパトロール
- ・ 落書き防止のパトロール
- ・ 子どもの登下校時の見守りや声かけ
- ・ その他地域安全に資する事業

* 市内の高齢者で構成される地域安全ボランティアチームを地域単位に組織する。

2 学校行事（校内）における緊急時の対応（小学校）

事例 「運動会を行っている会場（運動場）に不審者が侵入してきた」
運動会を行っている会場（運動場）に不審者が侵入し、児童席に座っていたA君（小3）を連れていこうとした。

1 事例における分析の視点

- (1) 多人数が一カ所（運動場）に集まっているため、パニックにならないように配慮する必要がある。
- (2) 児童席に教職員を事前に割り当て、異変に気付けば事情を聞くなどの対応を行う。同時に近くの教職員の応援を求める。
- (3) 避難・誘導などに際しては、普段の授業時とは場面が異なるため、児童の安全確保対策についての準備が必要である。
- (4) 保護者（PTA）の協力を得ることができるので、十分連携することが大切である。
- (5) A君及びその保護者に対する心のケアを図るための整備（早期に教育委員会と協議し、臨床心理士などを招へいする。）

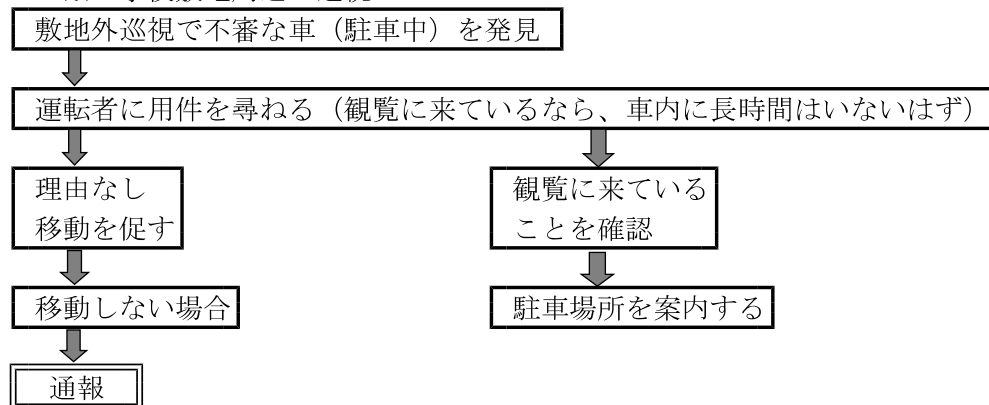
2 学校行事開催にあたって留意すべき事項

※ 普段から行っている不審者についての対応に準ずるが、次に掲げる点を追加したり、臨機応変に対応したりするよう、事前から十分な準備をしておく。

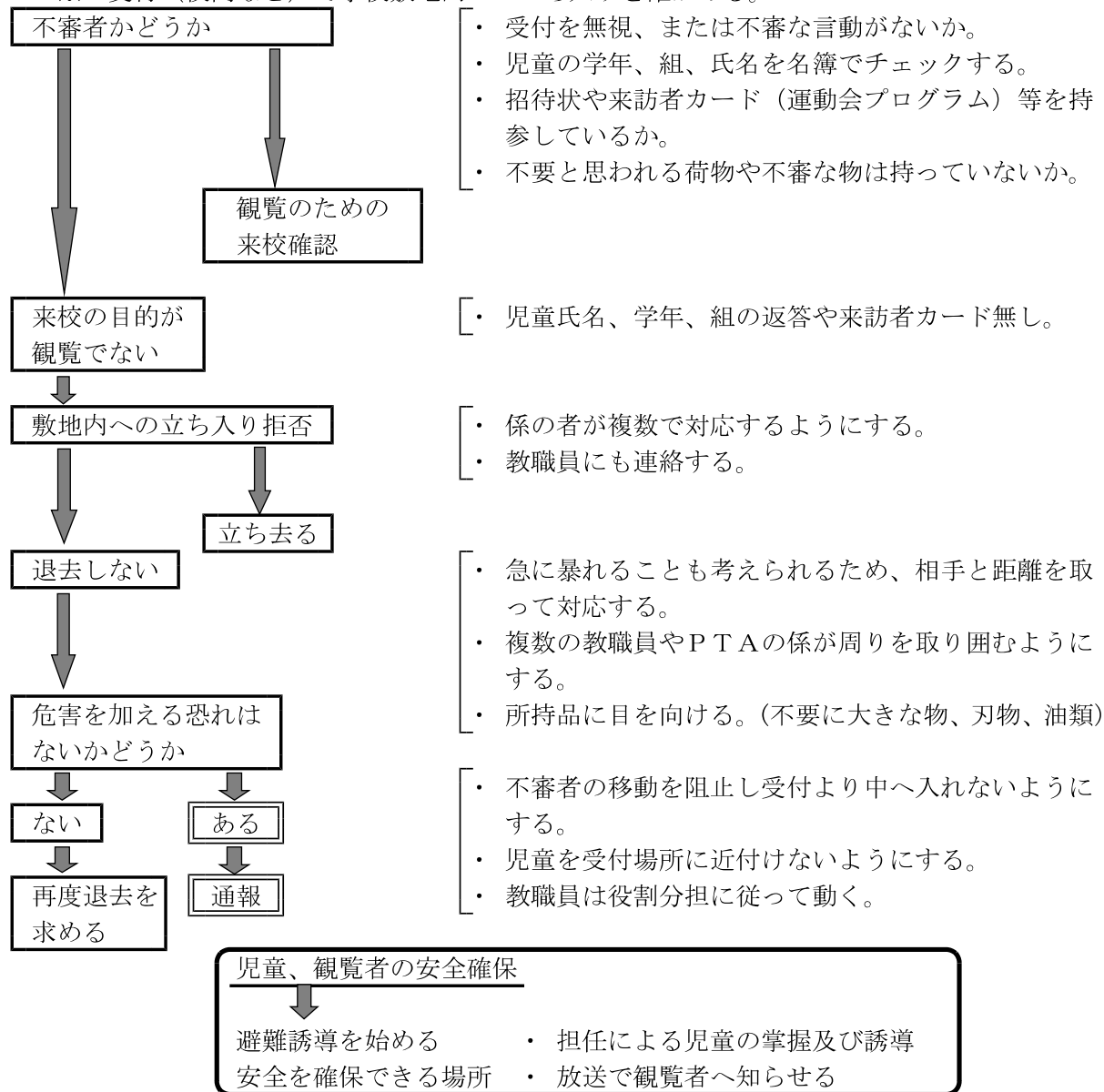
- (1) 事前の準備
 - ① 観覧のための来校者用の受付を準備をしておく。保護者には「来訪者カード（運動会用など）」を事前に配布し、当日持参するよう連絡する。また、来賓への招待状にも、当日忘れずに持参してもらう旨を明記しておく。
運動会においては、あらかじめ家庭に配布するプログラムなどを「来訪者カード（運動会用）」に代用し、当日持参してもらうなどの方法もある。
 - ② PTA役員と事前に打合せを行い、運動会当日の受付や巡回指導等の協力を依頼する。
校門では、来校者をチェックできるように名簿を準備し、持参したカードや招待状をすぐに確認できるようにしておく。
 - ③ 学校敷地内及び周辺の巡視計画を立て、不審者だけでなく不審な車にも対応できるようにしておく。また、不測の事態に備え、不審者から児童や教職員の安全を確保するための防御用器具などを身近に準備しておく。また、笛なども携行して速やかに危険を知らせることができるようにしておく。
 - ④ 万が一に備えて、児童や来校者を円滑に避難させるための方策を立てておく。運動会などの行事では避難する人数が多いため、避難する経路や方法などを事前に計画する必要がある。また、教職員やPTA役員の役割分担についても、あらかじめ打合せをしておく必要がある。
 - ⑤ 教職員やPTAの係から死角になる場所から校舎内への不審者の侵入を防ぐために、あらかじめ施錠箇所の確認をしておく必要がある。また、昼食場所（教室など）を確認し、事前に巡視等を行い安全を確認しておくようにする。

(2) 受付時での対応の流れ

※ 学校敷地周辺の巡視



※ 受付(校門など)で学校敷地内への立ち入りを確かめる。



(3) 配慮すべき点

- ① 運動会などの学校行事の際には、教職員が各々の役割を担当していることが多く、いつも児童の近くにいるとは限らない。そのため緊急時には、運動場や学校敷地内のどの場所にいる者が、どの役割を担うのかを事前に打合せを行う。あらかじめ学校敷地図を用意し、さまざまな場面を想定して、緊急時の対応方法をシミュレーションしておくことが大切である。
- ② 児童は校舎外（運動場等）で活動しているため、担任を中心としてそれぞれの学年、学級の児童を把握しておくようにする。
- ③ 昼食時に教室を使用するのであれば、児童が一斉に校舎内へ移動することになるので、事前に教室付近の巡視や、出入口での教職員の立ち会いの役割分担も計画しておくようにする。
- ④ 昼食休憩時にも多くの来校者があるので、児童が昼食で校舎内へ入った後も、校門での受付は継続して行うようにする。
- ⑤ 運動場以外の場所での緊急事態の発生も想定しておくことが必要である。その場合、運動場にいる教職員に不審者の侵入や緊急事態の発生状況が確認出来ない場合もあり得るので、緊急放送を行い事態を早く知らせるようにすることが重要である。その際、何よりも優先して児童の安全を確保し、状況をよく判断する必要がある。

3 不審者侵入時の対応のポイント

- (1) 不審者を学校敷地内に入れないことを基本とする。
- (2) できる限り不審者への対応は校門外で行うようにする。
- (3) 相手と距離（1.5 m以上）を十分に取って対応する。
- (4) 不審者に児童を近付けないようにする。
- (5) 教職員やPTAの係の者が二人以上で対応する。
- (6) 不審者が凶器を持ち、暴れ出すことを想定し、常に受付の近くに防御用器具を備えておくこと。
- (7) 緊急避難体制をあらかじめ周知しておくこと。
- (8) PTAの役割を事前に確認し、協力体制を確立しておくこと。

4 事後指導

- (1) 児童及び来校者全員の安全確保が一番であるが、外傷を負わなくても心理的にダメージを受けることがあるので、次に挙げる事後の対応が大切である。
特に心のケアについては、被害にあったA君やA君の保護者だけでなく、全校児童や全ての保護者を対象とした長期的な対応が必要である。教育委員会と協議し、臨床心理士などの専門家の派遣が望まれる。
 - ① 心のケア
 - ② 事実の把握と状況の整理
 - ③ 保護者などへの説明
 - ④ 再発防止対策
 - ⑤ 報告書の作成
 - ⑥ 再発防止策の作成
- (2) 学校行事はPTAの協力を得て行うものも多い。そのため、学校が把握した情報はできる限りPTAと共有し、今後の活動の参考となるようにすることが大切である。
また、このことは再発防止の観点からも重要である。

5 日ごろからの準備

- (1) 不審者はできるだけ早く発見し、それに対して的確な判断と速やかな対応によって、児童を危険から守り、安全を確保することができる。学校行事は、本来楽しいものであると同時に、児童が力を大いに発揮する場でもある。その場面において、緊急事態を起こさないようにするということが重要である。

来校時のチェックや巡視、声かけを普段から行うことは、学校を不審者から守る第一歩である。運動会のような大人数が一カ所に集まる行事においては、その体制を整えていくことは重要である。

また、学校行事を実施するときでも、教職員やPTAが、係や役割分担を事前に打合せ、各自の役割と対応を確認しておくことで、緊急時にも素早く対応することができる。

- (2) どのような場面においても、まず安全の確保を最優先に考えることが大切である。

そのため、校舎外で活動する場面においても、避難の方策を立てておくことが必要である。

特に、運動会など大人数が運動場に同時に集まるようなときなどは、事前に避難経路や避難方法などを検討し、その経路や方法が実際有効かどうかを検討して、シミュレーションしておく必要がある。できれば、そのような場面を想定した教職員による避難訓練を実際実施することが望ましい。